

2022年4月22日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 サンドラッグ 代表者名 代表取締役社長 CEO 貞 方 宏 司

(コード番号 9989 東証プライム市場)

問合せ先 執行役員管理部長 加藤好伸

(TEL. 042 - 369 - 6211)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022 年 4 月 22 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を 2022 年 6 月 25 日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

#### 1. 変更の理由

- (1) 2021 年 6 月 16 日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」が施行され、上場会社において、定款に定めることにより、一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会(物理的な会場を設けず、取締役や株主等がインターネット等の手段を用いて出席する株主総会)の開催が可能になりました。当社といたしましては、感染症拡大または自然災害を含む大規模災害の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主の皆さまの利益にも照らして適切ではないと取締役会が決定したときには、場所の定めのない株主総会の開催を可能にするために変更案第 12 条第 2 項を新設するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
  - ①変更案第 14 条第 1 項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子 提供措置をとる旨を定めるものであります。
  - ②変更案第 14 条第 2 項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
  - ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第 14 条)は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(3) 経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するとともに、取締役の経営責任をより明確にし、株主の皆さまからの信任の機会を増やすため、取締役の任期を2年から1年に短縮するものであります。

# 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 定款変更の効力発生予定日

2022年6月25日(予定) 2022年6月25日(予定)

以上

現行定款

#### 第12条(招集)

当会社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

<新 設>

第12条(招集及び方法)

当会社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

変更定款

②当会社は、感染症拡大または自然災害を含む大規模災害の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主の利益にも照らして適切ではないと取締役会が決定したときには、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。

第14条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会 参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算 書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報 を、法務省令に定めるところに従いインター ネットを利用する方法で開示することによ り、株主に対して提供したものとみなすこと ができる。 <削除>

第14条(電子提供措置等)

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会 参考書類等の内容である情報について、電子 提供措置をとるものとする。

②当会社は、電子提供措置をとる事項のうち 法務省令で定めるものの全部または一部につ いて、議決権の基準日までに書面交付請求し た株主に対して交付する書面に記載しないこ とができる。

現行定款	変更定款
<新 設>	
	1 現行定款第 14 条(株主総会参考書類等のイ
	ンターネット開示とみなし提供)の削除およ
	び変更案第14条(電子提供措置等)は、会社
	法の一部を改正する法律(令和元年法律第70
	号)附則第1条ただし書きに規定する改正規
	定の施行の日(以下「施行日」という)から
	<u>効力を生ずるものとする。</u>
	2前項の規定にかかわらず、施行日から6か
	月以内の日を株主総会の日とする株主総会に
	ついては、現行定款第14条はなお効力を有す
	<u>3.</u>
	3本附則は、施行日から6か月を経過した日
	または前項の株主総会の日から3か月を経過
	した日のいずれか遅い日後にこれを削除す
	<u>る。</u>
第20条(任期)	第20条(任期)
当会社の取締役の任期は、選任後2年以内に	当会社の取締役の任期は、選任後1年以内に終
終了する事業年度のうち最終のものに関する	了する事業年度のうち最終のものに関する定
定時株主総会の終結の時までとする。	時株主総会の終結の時までとする。
②補欠又は増員として選任された取締役の任	②補欠又は増員として選任された取締役の任

とする。

期は、他の在任取締役の任期の満了する時ま

でとする。

期は、他の在任取締役の任期の満了する時まで